

第4章 地域再生協議会について

4-1 地域再生協議会の設置について

地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を任意に組織することができることとされています（法第12条第1項）。

なお、平成20年5月からは、地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表1に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）が、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織するよう要請できるようになりました（法第12条第5項）。

この地域再生協議会を組織することの要請に対し、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応ずる必要があります（法第12条第6項）。

また、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、以下の事項について遅滞なく、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第12条第7項）。

- (1) 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定地域再生計画の概要

4-2 地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続きについて

地域再生協議会を組織することの要請に当たっては、要請を行おうとする者は、地域再生計画を作成することとなる地方公共団体に対し、以下の内容を記載した書面を提出することにより、行うものとします。

- (1) 地域再生計画の内容との関連性を含めた、協議会の組織を要請することの必要性
- (2) 協議会に加えるべき者の案
- (3) 協議会における協議項目の概要

4-3 地域再生協議会の役割・効果

地域再生協議会では、地域再生計画に基づき実施する事業内容、計画の期間、計画の区域をはじめとして、その地域の地域再生に向けた取り組み全般について協議会の構成員の間で意思疎通・意見調整を行います。

地域再生協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重することとされています。

また、地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会が組織されているときには、地域再生協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請の際に、当該協議の概要を添付することとされています。（認定された地域再生計画を変更するときも同様です。）

4-4 地域再生協議会の構成員について

① 必須の構成員

地域再生計画の作成主体である地方公共団体

地方公共団体と連携して地域再生計画に記載された事業を実施し、又は実施すると見込まれる者（地域再生税制や再チャレンジ支援寄附金税制の主体となる株式会社、会社又は公益法人や地域の大学や特定非営利活動法人、地域再生支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関など）

② 事業内容に応じて参加する構成員

(1) 作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に密接な関係を有する者（地縁による団体、商工会又は商工会議所、地域の金融機関、地域で活動する特定非営利活動法人、地元商店街又は地域住民など）

(2) その他当該地方公共団体が必要と認める者（地域再生に知見を有する有識者など）

※ 地方公共団体は、地域再生協議会の構成員を選定するにあたっては、地域の関係者の意見を広く集約し、地域全体で地域再生の取組を推進するため、地域の多様な意見が適切に反映されるように配慮してください。

③ 構成員となるための申出

地域再生に資する事業を行おうとする者等（基本方針別表1に掲げる支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体が組織した地域再生協議会に自己を構成員として加えるよう申し出ることができます（法第12条第8項）。

この場合、申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応ずることとなります（法第12条第9項）。

4-5 その他

地域再生協議会の運営の方法、運営に係る費用の負担などについては、協議会が定めることとされています。